

各所属所長 様

一般財団法人高知県教職員互助会
理 事 長 北 村 強
(公印省略)

医療費補助金及び家族医療費補助金の給付時期の一部変更について（通知）

当互助会の事業につきまして、日頃からご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当互助会の医療費補助金及び家族医療費補助金給付は、会員とその被扶養者が医療機関を受診した月の4か月後（例ー4月受診分は8月に支給）に公立学校共済組合高知支部の医療費情報に基づき給付しております。

この、医療費情報のうち柔道整復師の施術（整骨院や接骨院での施術）に係る分の情報提供について、平成29年2月受診分から、従来より1か月程度遅くなる（柔道整復師からの請求書の内容点検のため）との通知が公立学校共済組合高知支部からありました。

つきましては、医療費補助金及び家族医療費補助金給付のうち柔道整復師の施術に係る分の給付時期がこれまでの受診月の4か月後から5か月後となりますので、貴所属会員への周知をお願いいたします。

※柔道整復師の施術に係る分以外の給付時期は変更ありません。